

戸籍の電算化に伴う戸籍の請求について

綾部市においては、平成22年11月1日から現在戸籍の管理を紙から電子データに変更しました。これまで使われていた戸籍は、「平成改製原戸籍」として150年間保存されます。

電算化戸籍に移行する内容は、戸籍法施行規則第39条で定められており、平成22年10月30日以前に死亡、婚姻、離婚等で除籍になっている方は、電算化戸籍には移行しないことになっています。また記載事項によっても電算化戸籍に移行しない事項があります。

このような場合の戸籍証明が必要な方は、平成改製原戸籍の謄(抄)本をご請求いただくことになります。

平成改正原戸籍の手数料は1通750円です。現在戸籍・戸籍全部事項証明の手数料は1通450円です。

例えば...

相続手続きなどで相続関係書類を必要とする場合、電子戸籍に表示されている方と電子化以前に死亡した方の関係を証明するには、「平成改製原戸籍」が必要となります。

また、電子化以前に婚姻で別戸籍になっている子と両親との続柄や、相続関係を証明する際も、平成改正原戸籍によって証明されることになります。

戸籍の附票は、戸籍に記載されている方の住所を記録したものです。

今回の戸籍の電算化に伴い、戸籍の附票も電算化しました。電算化後の戸籍の附票には、最新の住所が記載され、これまでの戸籍の附票は、「改製原戸籍の附票」として5年間保存されます。

旧住所が記載されている証明書が必要な時には、「改製原戸籍の附票」をご請求ください。手数料は1通300円です。

使用目的、提出先によって必要となる戸籍は変わってきます。

相続に伴う手続きの戸籍(除籍)等は、提出先にどの範囲まで、何が必要かご確認の上、ご請求ください。

請求の方法等、詳しくは市民・国保課戸籍住民担当までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

市民・国保課戸籍住民担当 電話0773(42)3280 内線263・264